

第3章 構 築 工

第1．コンクリート工

1．コンクリート

「平成30年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II－4－①コンクリート工」によるものとする。なお、コンクリート配合については、表1－1を標準とする。

表1－1 コンクリート構造物の分類及び標準適用配合

構造物種別	コンクリート構造物の分類	標準適用配合
無筋構造物	マッシブな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等 (例) 均しコンクリート、水道管保護コンクリート	B ₁ ～B ₆ C ₁ 、C ₂
鉄筋構造物	水路、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、橋梁床版、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物 (例) 水道弁室、複雑な水道用保護コンクリート	A ₁ ～A ₆ B ₁ ～B ₆
小型構造物	1) コンクリート断面積が1 m ² 以下の連続している構造物 2) コンクリート量が1 m ³ 以下の点状する構造物 (例) 側溝、照明、標識、防護柵等の基礎、集水桝、蓋板、コンクリート枠（現場打のみ）、目地コンクリート、目詰コンクリート、裏込コンクリート	C ₁
建設局管理の道路構造物	道路構造物（街渠、側溝、縁石、境界石等）	B ₇

2．その他

(1) 手練りコンクリート

曲管保護工等において現場練りコンクリートを使用する場合は、次表を標準とする。

表2－1 コンクリート手練り歩掛表 (1 m³当り)

コンクリート	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)
呼び強度18N/mm ²	0.95	0.25

表2－2 手練りコンクリート配合 (1 m³当り)

呼び強度 (N/mm ²)	高炉セメント (kg)	細骨材 (m ³)	粗骨材 (m ³)	スランプ (cm)
18	275	0.47	0.65	8

(2) モルタル上塗歩掛

表 2-3 モルタル上塗歩掛表

(1 m²当り)

種 別	労 力		適 用
	左 官	普通作業員	
モルタル上塗 (厚 1 cm)	0.15	0.05	壁 面
	0.05	0.04	床 面

(注) 塗面積の大小作業の難易により適当な値を用いること。

第 2. 型 枠 工

「平成30年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-②-1 型枠工」によるものとする。

第 3. 基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工

「平成30年度国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-②基礎・裏込砕石工、基礎・裏込栗石工」によるものとする。

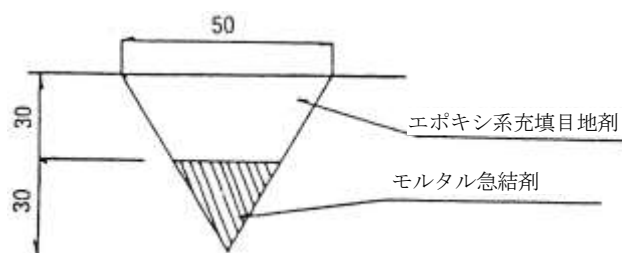
第 4. Vカット止水工

1. 積 算 基 準

(1) 適 用 範 囲

本歩掛は、暗渠及び池状構造物の止水工事に適用する。

(2) 防水工標準図



$$\begin{aligned}
 & \text{漏水状態} \left\{ \begin{array}{l} \text{モルタル急結剤} \\ \text{エポキシ系充填目地剤} \end{array} \right. \\
 & W_1 = 0.03 \times 0.025 \times \frac{1}{2} \times 1.0 \times 2.9 \times 10^3 \times 1.2 = 1.31 \text{ kg/m} \\
 & W_2 = (0.025 + 0.05) / 2 \times 0.03 \times 1.0 \times 1.65 \times 10^3 \times 1.15 \\
 & \quad = 2.13 \text{ kg/m} \\
 & \text{乾燥状態} \quad \text{エポキシ系充填目地剤} \quad W = 0.06 \times 0.05 \times \frac{1}{2} \times 1.0 \times 1.65 \times 10^3 \times 1.15 = 2.85 \text{ kg/m}
 \end{aligned}$$

2. はつり、止水、充填、雑工歩掛

(1 m 当り)

工 種	労 力	乾燥状態止水工		漏水状態止水工	
		施工性難	施工性良	施工性難	施工性良
は つ り 工	はつり工 (人)	0.1	0.07	0.2	0.14
	普通作業員 (人)	0.1	0.07	0.2	0.14
止 水 工	左 官 (人)	—	—	0.2	0.2
	普通作業員 (人)	—	—	0.2	0.2
充 填 工	左 官 (人)	0.2	0.2	0.2	0.2
	普通作業員 (人)	0.2	0.2	0.2	0.2
雑 工	普通作業員 (人)	0.1	0.05	0.1	0.05

(注) 1. 諸雑費は材料費の5%とする。

2. はつりガラの小運搬、処分費を含む。

第5. 鋼製付属設備製作工及び据付工

「平成30年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IX - 14鋼製付属設備」によるものとする